

新潟市移動支援事業等の制度見直しについて（案）

新潟市障がい福祉課

○ 平成21年9月の新潟市障がい者地域自立支援協議会移動支援部会の報告を受け、新潟市移動支援事業等の所要の改正を行うこととした。改正内容は次のとおり。

① 最大週3回の通学・通所利用を認めるべき

（改正内容）

・原則認めていなかった通学，通所への移動支援について，やむを得ない場合は週3回移動支援を利用できる取扱いに変更する。

② 日中一時支援事業所に送迎加算を設けるべき

（改正内容）

・日中一時支援事業について，送迎を行った場合は1回当たり179単位の送迎加算を創設する。

③ グループ支援の報酬単価を見直すべき

（改正内容）

・グループ支援の報酬単価は，従来ヘルパーの人数を基本としており，利用者数が増加しても同単価での算定としていたところであるが，利用者の人数が増加すると報酬が増加する方式に改める。

・また，グループ支援型のサービスコードを設定し，より簡易に請求処理が行えるよう工夫する。

④ 1泊以上の旅行についても移動支援を認めるべき

（改正内容）

・従来，宿泊を伴う旅行については原則認めていなかったが，1泊以上の旅行にも利用できることとする。ただし，宿泊場所（ホテル等）の室内における介助については対象とならない。

⑤ 発達障がい者が対象者となることを明記するべき

(改正内容)

・マニュアルの改正を行い，発達障がいの診断書の提出等をもって対象者と認めることを明記する。

⑥ 車いす常用者を対象に含めることを検討すべき

(改正内容)

・予算折衝において，車いす常用者（下肢不自由の者）に対象を拡大することは認められなかった。

・取扱いの明確化として，従来，全身性障がい者の定義を手帳1級かつ両上肢及び両下肢の機能障がいを有する者及びこれに準じる者に限定していたが，これに準じる者の例示として，手帳2級の者及び電動車いす受給者をマニュアルに明記する。

⑦ 標準支給時間を設けるべき

(改正内容)

・標準支給時間を設けることにより，結果として利用抑制につながることを憂慮し，標準支給時間の設定ではなく，障がい種別ごとの平均的な利用時間を提示することにより支給決定の際に参考とすることとする。

◆平成21年10月の障がい種別ごとの利用実績の平均的な時間

視覚障がい15時間， 全身性障がい25時間， 知的障がい及び精神障がい10時間

⑧ 市で統一した資格研修を行うことが必要（中間報告）

(改正内容)

・「新潟市移動支援従事者養成研修実施要綱」を制定し，新潟市認可のガイドヘルパー養成研修を整備。

⑨ 事業者向けマニュアルを作成するべき

(改正内容)

・制度の周知広報及び適正な事務執行を図るため，「新潟市移動支援事業事務マニュアル」を作成し，関係者へ配布する。